

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月26日
【会社名】	J E S C Oホールディングス株式会社
【英訳名】	JESCO Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 唐澤 光子
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員財務経理部長 加藤 知貴
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂四丁目8番18号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長唐澤光子及び執行役員財務経理部長加藤知貴は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制の整備及び運用をしている。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年8月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社9社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社については、評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社及び連結子会社は、建設事業（以下、EPC事業という）及び不動産事業（以下、CRE事業という）を展開している。EPC事業においては、設計・調達・施工管理を一体的に行う体制を採用しており、国内外の複数拠点において類似した業務プロセスと財務報告上のリスク構造を有している。CRE事業においては、不動産の取得・販売を中心とした事業形態であり、EPC事業とは業務内容及び財務報告上のリスクが異なる。両事業の事業規模は売上高で判断することが一般的であることから、当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去前）を指標とし、連結売上高の約7割を占めるEPC事業の主要4事業会社及びCRE事業の1事業会社を評価対象とした重要な事業拠点として選定した。EPC事業に関しては、売上高、売上原価、完成工事未収入金、未成工事支出金及び工事未払金に係る業務プロセスを評価対象に含めた。CRE事業に関しては、売上高及び棚卸資産に係る業務プロセスを評価対象に含めた。なお、現時点で重要な事業拠点に該当しない事業会社5社については、全社的な内部統制の評価により適正と判断している。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案し重要性の大きい業務プロセスとして決算・財務報告に係る業務プロセスに含めて評価している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2025年8月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は、有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし。

5 【特記事項】

該当事項なし。